平成２６年（フ）第９４９号
千葉県市原市千種３丁目13―17　有限会社栄翔工業
債務者　茂木富士雄
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月８日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１６３号
北海道帯広市柏林台南町５丁目１番地　市営柏林南５―531
債務者　柴田　文子
1　決定年月日時　平成26年２月６日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月17日午後２時　釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第１１２０号
東京都府中市栄町１丁目32番地の１シティーハイムエスポワール101
債務者　今別府玲美（旧姓大畑）
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月10日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２２９２号
横浜市鶴見区向井町１丁目８番地　パラディス横浜105
債務者　高嶋　由美（旧姓大橋）
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月11日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２３１５号
神奈川県茅ヶ崎市堤81番地２　米山ハイツＢ棟201
債務者　生出　嘉江
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月11日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２３２５号
横浜市戸塚区上倉田町1713番地　第二セーフズマンション402号
債務者　竹山　　馨
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月11日午後４時20分　横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１号
静岡県掛川市大坂6685番地の10
債務者　小杉　知穂
1　決定年月日時　平成26年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月11日午前10時30分　静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第６５０号
静岡県焼津市大住1257、住民票上の住所静岡県焼津市一色314番地　シルキーハイツ101号
債務者　秋山美登里
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午後１時30分　静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８００号
東京都墨田区亀沢１丁目13―７―602
債務者　笹本　礼子
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８３６号
東京都杉並区南荻窪１丁目30―12　メゾン12番館201
債務者　門井　美緒
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８４６号
長野県小県郡長和町古町667―１
債務者　池田　美佳
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８８４号
千葉県成田市橋賀台３丁目５　21棟101号
債務者　近藤　　勲
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８９１号
東京都台東区小島２丁目17―８―405
債務者　北川　歩美（旧姓海老原・今野）
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午後２時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９１５号
東京都中野区大和町１丁目60―５　松竹荘Ｂ203
債務者　橋本　　登
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９２２号
埼玉県さいたま市中央区新中里５丁目12―17―206
債務者　吉野　　実
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午前10時　東京地方裁判所民事第20部